

諮問日：令和4年3月29日（令和3年度（最情）諮問第59号）

答申日：令和4年9月13日（令和4年度（最情）答申第16号）

件名：最高裁判所判事退官者に交付している退官記念資料の作成方法が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所判事を退官する人に交付している、ご退官記念資料の作成方法が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年2月25日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

退官する裁判官に交付する退官記念資料（以下、単に「退官記念資料」という。）は、当該裁判官の在任中の業績を踏まえ、それに相応しい資料を個別に検討した上で作成するものであり、その作成方法を画一的に定めることになじまないため、本件開示申出に係る文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年3月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年7月15日 審議
- ④ 同年9月9日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 当委員会庶務を通じて確認したところ、退官記念資料は、退官予定の最高裁判所判事に係る最高裁判所裁判官国民審査公報への掲載文、主要関与裁判例一覧表、在任中の終局事件数並びに関与した事件の判例集及び裁判集登載件数等によって構成されることが通例であることが認められた。上記確認結果を踏まえれば、退官記念資料の構成内容は定型的であり、退官記念資料を作成する事務は、特段の作成要領等を作成せずとも支障なく行うことが可能であるといえることができる。したがって、本件開示申出に係る文書は作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の説明は、結論として不合理とはいえない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子